

島根県に入猟しようとする者の狩猟者登録取扱要領（令和８年度）

他の都道府県から島根県内に入猟しようとする者の狩猟者登録の取り扱いは次のとおりとする。

1 狩猟者登録申請書等の送付先

〒690-8501 松江市殿町 1 番地

島根県農林水産部農山漁村振興課鳥獣対策室

電話:0852-22-5160 FAX:0852-22-5914

2 提出書類等

- (1) 狩猟者登録申請書 1 部
※A4判2ページあります。必ず長辺とじのA4両面で印刷をしてください。
- (2) 次の①～③のうち、いずれかの書類 1 部
 - ① 狩猟者登録用として再交付を受けた狩猟免状
 - ② 一般社団法人都道府県猟友会長が狩猟免状を有することを証明した書面
 - ③ 狩猟免状原本とその写し（確認後、原本は返却します）
- (3) 当該年度の一般社団法人大日本猟友会の共済保険の被共済者であることの証明書（狩猟事故共済保険契約者証）、あるいは損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書又は資産に関する証明書 1 部
- (4) 写真〔（縦3.0 cm×横2.4 cm）、最近6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの〕 2 枚
※狩猟免状の備考欄に眼鏡等使用と記載された者の場合は、眼鏡等を使用して撮影した写真とします。
- (5) 狩猟税申告書 1 部

3 狩猟税の減免措置を受ける場合

- (1) 登録申請前1年以内に鳥獣保護管理法第9条第1項に基づき、鳥獣の管理（有害鳥獣捕獲等）に係る許可証または従事者証を受け、実際に捕獲活動を行った場合、狩猟税額が1/2になります。
※島根県内で実施した捕獲活動に限ります。
なお、申請には以下の書類が必要です。
 - ① 「許可証の写しまたはこれに準ずる書面」または「従事者証の写しまたはこれに準ずる書面」 1 部
 - ② 「捕獲等の結果を示す書面」 1 部
- (2) 対象鳥獣捕獲員に該当する場合、狩猟税が免除されます。
※島根県内の市町村長が発行したものに限りします。
なお、申請には以下の書類が必要です。
 - ① 市町村長が発行する「対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書」 1 部
- (3) 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に該当する場合、狩猟税が免除されます。
※ 島根県内において実施された捕獲事業に限ります。

なお、申請には以下の書類が必要です。

- ① 認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている「認定証の写し」 1部
- ② 「認定鳥獣捕獲等事業者の従事者であることを証する証明書」 1部
- ③ 「認定鳥獣捕獲等事業が実施されたことを証する書類
(事業の委託契約書の写し等)」 1部
- ④ 上記事業に従事した際の「従事者証の写し」 1部

4 狩猟税、狩猟者登録手数料及び郵送料

(1) 狩猟税額一覧

ア	網猟免許及びわな猟免許	8, 200円
	ただし、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者で、住所地の市町村長の発行した証明書を添付した者	5, 500円
イ	第1種銃猟免許	16, 500円
	ただし、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者で、住所地の市町村長の発行した証明書を添付した者	11, 000円
ウ	第2種銃猟免許	5, 500円

(2) 狩猟者登録手数料 1, 800円

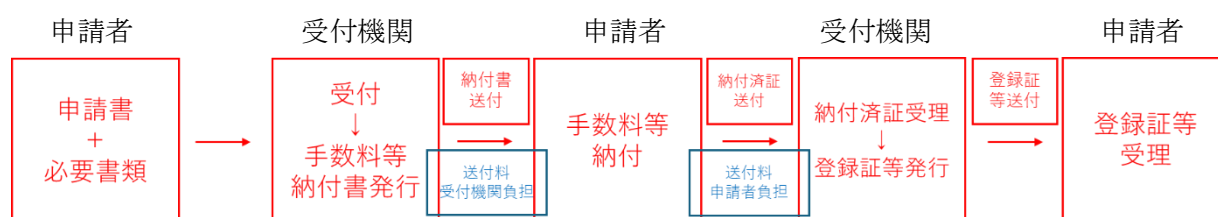
(3) 狩猟者登録証、狩猟者記章及び鳥獣保護区等位置図等の送付は、宅配便扱いとし、料金着払いとします。

5 狩猟税等の納付方法

令和8年度から島根県収入証紙が廃止となったため、狩猟税等の納付方法が変更となりました。

- (1) 申請書の提出時には、必要書類を添えて提出してください。
- (2) その後、申請書の提出先から送付される手数料等納付書（登録手数料分・狩猟税分）により納付の手続きを行い、納付済証を提出してください。
団体でまとめて申請される場合は、合計の金額でそれぞれの手数料等納付書を発行します。
手数料等の納付は島根県指定金融機関等で行ってください。
- (3) 申請書・狩猟税申告書への納付済証の貼付は島根県で行います。
- (4) 納付済証により手数料の納付を確認し、登録証等の送付手続きを行います。

6 登録証等交付までの流れ



7 受付期間

申請書の受付は、令和8年9月16日から開始します。ただし、9月25日までに申請書が到着しないときは、11月1日（島根県の狩猟解禁日（イノシシ・ニホンジカ））までに登録証の交付ができないことがあります。申請された書類に不備があった場合も同様です。

狩猟解禁日までに登録証の交付をするため、手数料等納付書がお手元に届いた後は速やかに納付の手続きを行っていただき、納付済証を送付いただきますようお願いいたします。

8 その他

- （1）申請手続は原則都道府県猟友会単位で一括申請することとし、別紙様式（狩猟者登録まとめ申請・委任状）を添付してください。猟友会を通じて申請することが困難な場合には島根県農林水産部農山漁村振興課鳥獣対策室（0852-22-5160）へ連絡の上、申請してください。
- （2）申請書の審査は、相当の期間を要するとともに、申請書の受付順で行うため、狩猟者登録証の当日交付は行いません。
- （3）申請書の不備（必要事項の記入もれ等）のあるものは受理せず、当該申請書を送料着払いで返送する場合があるので、十分留意して提出してください。
- （4）申請書には、連絡先の電話番号を必ず記入してください。